

令和9年度大阪府委託訓練事業（離職者等再就職訓練）企画提案公募にかかる質問と回答

No	項 目	質 問	回 答
1	訓練共通	公募要領 P9 「ク 科目番号_事業者番号_様式A（事業者名）」の数字やアルファベットは全角か半角かどちらで統一したらいいでしょうか。	数字及びアルファベットはすべて半角で統一してください。
2	訓練共通	チェックリスト P18～P19の「有」を選択した場合、「複数の訓練実施施設で提案する場合は訓練実施施設ごとの受理通知書等を添付」と記載されているが、訓練と同じ場所で許可をもらっている関係会社の許可証でもいいのでしょうか？	関係会社が委託訓練事業に関与することが確認できる資料（共同企業体届出書等）を提出いただければ、関係会社の許可証でも差し支えありません。なお、関与が確認できないまま関係会社が訓練実施施設と同じ場所で許可を受けていることが確認できる資料をご提出いただいても、加点の対象にはなりません。なお、これは職業紹介事業制度の加点に関わらずすべてに共通します。
3	訓練共通	賃貸契約書の自動更新の場合に添付する「確約書」には押印が必要でしょうか？	押印は不要です。
4	訓練共通	自習室と談話室とコモンスペースはそれぞれ1か所ずつ該当場所がないと加点にならないのでしょうか。	「自習室」及び「談話室もしくはコモンスペース」がそれぞれ1か所なければ加点となりません。
5	知識等習得コース	介護職員初任者養成研修科及び介護福祉士実務者研修科について、令和9年度公募では職場見学等推進費がないとのことですが、当社では求職者支援訓練及び離職者等再就職訓練において、就職支援の一環として企業実習や職場見学を実施しております。令和9年度委託訓練においても、独自カリキュラムとして職場見学又は企業実習を組み込むことは可能でしょうか。また、その場合、訓練時間として計上して差し支えないでしょうか。	「職場見学」「職場体験」「職場実習」を独自カリキュラムとして組み込むことは可能です。仕様書記載の訓練時間総合計に注意した上で訓練時間として計上し、提案してください。なお、設定する場合はカリキュラムの中で独立した科目として提案してください。
6	知識等習得コース	介護職員初任者養成研修科及び介護福祉士実務者研修科について、介護職員養成研修等の指定基準で定める時間数（初任者研修130時間、実務者研修450時間）を満たすことを前提として、委託訓練では1時限50分で訓練を実施し、必要な授業コマ数を設定する方法で差し支えないでしょうか。	問題ありません。大阪府が設定している必須時間を満たすように設定してください。 【参考】 前提：1時限50分の訓練 介護職員初任者研修課程 職務の理解 必須時間6コマ（1コマあたり60分） →設定時間8コマ以上
7	知識等習得コース	介護福祉士実務者研修科及び介護職員初任者研修科について、通信課程部分をカリキュラムに含めて提案することは可能でしょうか。	可能です。 オンライン訓練を実施する場合は仕様書〔12 訓練の実施（10）～（14）〕を参照の上、提案してください。
8	知識等習得コース	公募要領・仕様書に「デジタル職場実習」の記載が見当たらないが、これは知識等習得コースに職場実習を採り入れることができない認識で間違いないでしょうか？職場実習の制度は実習先企業・訓練生にとって大変有効なものであり、デジタル職場実習推進費の対象にならなくても継続実施したいと考えるが、やはり職場実習を設けることはできないでしょうか？	令和9年度はデジタル職場実習推進費の設定がないことから情報を削除していますが、職場実習を独自カリキュラムとして設定していただいても問題ありません。なお、設定する場合はカリキュラムの中で独立した科目として提案してください。
9	知識等習得・企業実習付コース共通	様式A-13号・様式A-14号において、出典元を記載するとの指示がありますが、出典元を欄外（余白）にまとめて記載してもいいでしょうか？文中に出典元が頻発した際に読みづらさ与えてしまう恐れがあるため、検討・確認いただきたいです。	A4片面2枚におさめられるように欄外にまとめて記載いただいても問題ありません。
10	知識等習得・企業実習付コース共通	オンライン訓練を検討しているのですが、既定の様式以外に添付する書類はありますか？	現時点で添付いただく資料はありません。なお、選定後に追加資料の提出を依頼する場合があります。
11	長期高度人材育成コース	令和9年4月から学則の変更を予定しております。今年度（令和8年度）中の申請で進めており、まだ令和9年度カリキュラムが確定しておりません。提案時点でのカリキュラムでよろしいでしょうか？	提案にあたっては、提案時点で確定したカリキュラムをご提出ください。府では、提出されたカリキュラムを審査し、事業者を決定することから、法改正など、やむをえない事情を除き、内容の変更は認めません。